

東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等

取扱要綱^(ろ)

平成25年3月29日
公社要綱第8号

改正 令和 4年 3月31日 公社要綱第 7号 (い) 令和 7年 7月30日 公社要綱第15号 (ろ)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）における契約事務の適正な執行を確保するため、有資格者（東京都住宅供給公社契約規程第9条に基づき、理事長が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等（第2条に定める取扱（指名停止、注意の喚起及び競争入札参加資格の取消）をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。^(い)
^(ろ)

(取扱の範囲)

第2条 この要綱に基づく取扱は、次の各号のいずれかとする。^(い)

- 一 有資格者が別表各号に掲げる取扱要件のいずれかに該当する事実を発生させた場合は、当該有資格者について指名停止を行う。指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。^(い) ^(ろ)
- 二 有資格者が別表の4の(1)に該当する場合で、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる者を関与させるなど極めて悪質と認められるときは、競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする。^(い) ^(ろ)

(手続等) ^(い)

第3条 契約担当者等（東京都住宅供給公社契約規程第7条に定める者をいう。以下同じ。）は、指名停止等に該当する事実を把握したときは、指名事業者選定委員会要綱（平成元年公社要綱第12号）に定める指名事業者選定委員会（以下「委員会」という。）に議案として提出するものとする。^(い) ^(ろ)

- 2 理事長は、委員会に提出された議案について、該当する事実の確認を行った上で、委員会の協議を経て、指名停止等の取扱いを決定するものとする。該当する事実の確認に当たっては、当該有資格者に対して、報告書を徴するなど直接調査を行うことができる。ただし、有資格者が別表の1又は4の(1)若しくは(2)に該当するとき、その他特に必要があるときは、当該有資格者について、委員会の協議を経るまでの間、指名停止を行う（以下「即日指名停止」という。）ことができる。^(い) ^(ろ)

- 3 指名停止が行われたときは、契約担当者等は、その期間が満了するまで、当該有資格者に対して次に掲げる事項を行ってはならない。(い)(ろ)
- 一 希望票等の受付（電子入札にあたっては参加申込の受付）(い)
 - 二 指名通知又は随意契約における競争見積依頼 (い)
 - 三 落札決定又は随意契約における競争見積による採用決定 (い)
- 4 契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者に対して、現に前項各号に掲げる事項を行っているときは、当該有資格者の以降の契約手続への参加（契約締結を含む）を認めないものとする。(い)(ろ)
- 5 指名停止期間中の有資格者又は第2条第二号の規定により競争入札参加資格を取り消されている者は、公社が発注する工事、委託等を受注者から下請し、又は受託することなどの関与をしてはならない。(い)(ろ)

(対象の特例等)

- 第4条** 別表の2、3、4の(4)又は4の(5)の場合において、例えば土木部、建築部等のように、部門ごとの責任体制が社内で明確にされており、かつ、その部門ごとの責任者として役員（執行役員を含む。）をあてている場合は、当該有資格者のうち指名停止事由に該当する部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。(い)(ろ)
- 2 別表の2、3、4の(4)又は4の(7)の取扱要件により指名停止又は注意の喚起を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人等があることが明らかとなったときは、元請負人に対する指名停止又は注意の喚起に加えて、当該下請負人等に対して、元請負人の指名停止期間の範囲内で指名停止又は注意の喚起を行うことができる。(い)(ろ)
- 3 別表の4の(1)又は(2)の取扱要件により指名停止等の対象となる有資格者又は指名停止等の取扱を受けた有資格者が、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、他の有資格者へ全部又は一部を移行する場合は、同じ取扱要件により移行先の有資格者に対しても指名停止等を行うことができる。(い)(ろ)
- 4 公社が発注した契約において、別表の4の(1)の取扱要件により、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人又は当該有資格者である法人の役員若しくは使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても、同様に指名停止又は競争入札参加資格の取消を行うことができる。(い)(ろ)
- 5 共同企業体について指名停止等を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても指名停止等を行うものとする。(い)(ろ)
- 6 事業協同組合等に対し、指名停止等を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者で

ある構成員に対しても、指名停止等を行うことができる。(い)(ろ)

- 7 第5項及び第6項の規定により構成員について指名停止等を行うときは、明らかに当該指名停止等の責を負わないと認められる者を除くものとする。(い)

(期間)

第5条 有資格者が別表各号に掲げる取扱要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表各号に定めるところにより、指名停止の期間を定めるものとする。(ろ)

- 2 指名停止期間の開始日は、別表各号に定められたものを除き、理事長が定めるものとする。(い)

- 3 有資格者が一つの事象により別表各号の取扱要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる取扱要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。(い)(ろ)

- 4 既に指名停止期間中の有資格者が、別の事象により別表各号に掲げる取扱要件に新たに該当することになった場合は、その時点から重複して、当該取扱要件に定める期間について指名停止を行うものとする。この場合、指名停止期間算定に当たり、既存の指名停止期間のうち残存する期間を合算することができる。ただし、合算後の期間は36月を超えないものとする。(い)(ろ)

- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。(い)

一 有資格者が、別表の1、3又は4の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後、若しくは注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、それぞれ同種の取扱要件に該当することとなったとき。(い)(ろ)

二 有資格者が、別表の3(3)に該当する場合で、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいとき。(ろ)

三 別表の4に該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が主導的役割を果たしたとき、又は、当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。(い)(ろ)

四 有資格者が、別表の7の取扱要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、再び、当該取扱要件に該当したとき。(い)(ろ)

五 有資格者が、同時期に、複数の取扱要件に該当する事象が複数あるとき又は同一の取扱要件に該当する事象が複数あるとき。(い)(ろ)

六 その他、特に必要であると認められるとき。(い)(ろ)

- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。(い)

- 一 別表の2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。
 - 二 その他特に必要があると認められるとき。(い)
- 7 悪質な事由あるいは斟酌すべき事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。(い)
- 8 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。(い)(ろ)
- 9 第4条第2項の規定による下請負人等の指名停止の期間は、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて定めるものとする。(い)
- 10 第10条の規定による報告等を怠った場合は、報告等を怠った有資格者に対して、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。(い)(ろ)
- 11 第2条第二号の規定による競争入札参加資格の取消期間は、逮捕又は起訴を知った日から2年とする。(い)(ろ)
- 12 別表の1の取扱要件において、公訴時効期間経過後に係るものについては、指名停止期間は別表に定める期間のそれぞれ2分の1とする。(ろ)
- 13 指名停止期間が1月に満たない場合は、1月とする。(ろ)
- (通知)

第6条 指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式1により、通知するものとする。(い)(ろ)

- 2 第5条第6項及び第5条第8項の規定により指名停止の期間を変更したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式2により、通知するものとする。(い)(ろ)
- 3 第9条第1項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式3により、通知するものとする。(い)(ろ)
- 4 第9条第2項の規定により、過去の指名停止取扱について解除に相当するものとして取り扱うときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式4により、通知するものとする。(い)(ろ)
- 5 注意の喚起を行うときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式5により、通知するものとする。(い)(ろ)
- 6 競争入札参加資格の取消を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、別記様式6により通知するものとする。(い)(ろ)
- 7 前各項の通知を受けた者は、理事長に対して通知内容についての説明を求めることができる。(い)
- 8 前項の説明を求められたときは、理事長はこれに応じなければならない。(い)
- (苦情申立て)

第7条 第6条第8項の規定による説明に苦情がある者は、別記様式7により理事長に対

して苦情を申し立てることができる。(い)

- 2 前項の苦情申立て（以下「苦情申立て」という。）は、次に掲げる期間内に行われなければならない。

一 指名停止及び注意の喚起 当該指名停止及び注意の喚起の通知が当該有資格者に到達した日の翌日から起算して10日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除く。）(い)(ろ)

二 競争入札参加資格の取消 当該競争入札参加資格取消の通知が当該有資格者に到達した日の翌日から起算して30日以内（休日を除く。）(い)(ろ)

- 3 理事長は、苦情申立てがあったときは、別記様式8により速やかに回答するものとする。(い)

- 4 理事長は、第2項の規定による苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、その苦情申立てを却下することができ、その旨書面で回答するものとする。(い)

- 5 理事長は、第3項の規定による回答をした場合は、速やかに苦情申立て及び回答の概要を公表するものとする。

（指名停止等の公表）(い)

第8条 指名停止を行ったとき、又は競争入札参加資格の取消を行ったときは、別記様式9により、有資格者名、理由、指名停止期間等を公表するものとする。(い)(ろ)

- 2 第5条第8項及び第5条第10項の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。(い)(ろ)

- 3 第9条の規定により指名停止を解除したときは、公表を取りやめる。

（指名停止等の解除等）(い)(ろ)

第9条 指名停止等の取扱を受けた有資格者が、指名停止の取扱要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとし、その効力は将来に向かってのみ生ずるものとする。

(い)(ろ)

- 2 指名停止取扱を受け、その期間が終了した有資格者が、指名停止の取扱要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったことを申し出た場合は、当該指名停止取扱について解除に相当するものとして取り扱うものとする。(い)

(ろ)

- 3 契約担当者等は、第1項により指名停止等を解除したとき及び第2項により指名停止

取扱について解除に相当するものとして取り扱うものとしたときは、直近の委員会に報告するものとする。(い)(ろ)

(報告等)

第10条 別表の4の(1)又は(2)の取扱要件により指名停止等の取扱を受けた有資格者が、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、全部又は一部を他の有資格者へ移行する場合、契約担当者等は、移行元の有資格者から遅滞なく、別記様式10により届け出させるものとする。(い)(ろ)

2 契約担当者等は、公社が発注した契約において、別表の4の(1)の取扱要件に該当する場合、当該逮捕又は起訴から遅滞なく、指名停止等の取扱を受けた有資格者に、役員の兼職について別記様式11により報告させるものとする。(い)(ろ)

(指名停止の特例)

第11条 契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、当該契約の締結又は下請等の関与が特に必要と考えられる場合は、委員会に協議のうえ、理事長に特例の申出を行うことができる。(い)(ろ)

2 理事長は、前項に基づく特例の申出を受けた場合、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合に限り、当該契約の締結又は下請等の関与を認めるものとする。(い)(ろ)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(工事請負業者指名停止基準の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、工事請負業者指名停止基準（昭和43年4月17日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に判明した、旧工事請負業者指名停止基準に該当する事案については、なお従前の例による。

附 則 (い)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (ろ)

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表 (い) (ろ)

取 扱 要 件	期 間
1 贈賄 次のア、イ又はウに掲げる者が公社職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 有資格者の役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所等の長をいう。）でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格者の使用人で、ア又はイに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は起訴を知った日から 12 月以上 24 月以内 (標準 24 月) 9 月以上 24 月以内 (標準 18 月) 6 月以上 18 月以内 (標準 12 月)
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故 公社発注の契約履行上の事故の場合 ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆に損害を与え、社会的及び経済的に損失が大きい場合 イ 事故を発生させ、公衆に負傷者を出し、又は事故周辺の公衆に損害（軽微なものを除く。）を与えた場合 ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出した場合	2 月以上 6 月以内 (標準 4 月) 1 月以上 3 月以内 (標準 2 月) 1 月以上 3 月以内 (標準 2 月)
3 契約履行成績不良等 (1) 公社発注の工事契約並びに設計、測量、地質調査及び工事監理業務等の委託契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合（契約金額が 400 万円以下の請負工事等は除く。） ア 40 点未満 イ 40 点以上 50 点未満 ウ 50 点以上 55 点未満 エ 2 年の間に文書注意 2 回	1 月以上 12 月以内 (標準 9 月) (標準 6 月) (標準 3 月) 1 月

(2) 公社発注の総合管理業務委託等に係る成績評定結果において、成績評定結果が不良であると認められる場合 ア D 評定 イ 2 年の間に文書注意 2 回	1 月以上 12 月以内 (標準 3 月) 1 月
(3) 公社発注の工事契約において、施工に当たり、工事等を粗雑にしたと認められる場合	1 月以上 12 月以内 (標準 9 月) (小口・緊急修繕等の場合にあっては、1 月以上 6 月以内 (標準 1 月))
(4) 公社発注の契約において、従業員その他の関係者が、その履行に際し知り得た秘密を、漏えいさせたとき、不正に持ち出したときなど、著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	3 月以上 12 月以内 (標準 6 月) (小口・緊急修繕等の場合にあっては、3 月以上 6 月以内 (標準 3 月))
(5) 公社発注の契約において、従業員その他の関係者が、書類の改ざんを行ったとき、虚偽の報告を行ったときなど、著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	1 月以上 6 月以内 (標準 3 月) (小口・緊急修繕等の場合にあっては、1 月以上 3 月以内 (標準 1 月)、不正軽油の継続使用は標準 1 月)
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つ行為 (1) 公社発注の契約に関し、有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号)」に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
	逮捕又は起訴を知った日から 9 月以上 24 月以内 (標準 18 月)

(2) 公社発注の契約に関し、有資格者である法人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し((1)の場合を除く。)契約の相手方として不適当であると認められる場合	7 月以上 24 月以内 (標準 14 月)
(3) 公社発注の契約に関し、有資格者である法人が、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)」に違反し契約の相手方として不適当であると認められる場合	3 月以上 12 月以内 (標準 6 月)
(4) 公社発注の契約に関し、有資格者である法人が、「建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)」に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	3 月以上 9 月以内 (標準 4 月)
(5) 公社発注の契約に関し、有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、「労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)」に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	1 月以上 3 月以内 (標準 2 月)
(6) 公社発注の契約に関し、有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)」、「不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)」、「政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)」、「下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)」、その他法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	3 月以上 12 月以内 (標準 6 月)
(7) 前 6 項に掲げる場合のほか、有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、次の各号に掲げる違反行為等を行うことにより、社会的信用を著しく失ついたと認められる場合 ア 税法(「法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)」、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」、「消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)」	1 月以上 9 月以内 (標準 2 月)

「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（法人事業税、個人事業税）」	
イ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）」（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）	（標準 2 月）
ウ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」、「水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）」、「警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）」、「建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）」	（標準 1 月）
エ 「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）」	（標準 1 月）
オ その他違法行為等	（標準 1 月）
5 入札参加における虚偽記載等 公社発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1 月以上 9 月以内 （標準 3 月）
6 入札参加資格申請における虚偽申請 公社の競争入札参加資格申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1 月以上 12 月以内 （標準 6 月）
7 不誠実な行為 公社発注の契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない場合	1 月以上 12 月以内 （標準 6 月）
8 契約不履行 公社発注の契約において、正当な理由がなく契約を履行しなかった場合	12 月以上 36 月以内 （標準 24 月）

9 その他不正な行為 (1) 第2条第1項の規定による注意を受けた場合（前回の注意から1年以内に2回以上の注意を受けた場合、2回目から対象） (2) 1から8及び前項に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合	1月以上 12月以内 (標準1月) 1月以上 12月以内
--	--

別記様式 1

文 書 番 号
年 月 日

登録事業者の会社名等
代 表 者 氏 名 様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

指 名 停 止 通 知 書

下記のとおり、東京都住宅供給公社が実施する指名競争入札において指名停止を決定したので通知します。

記

1 指名停止期間

○月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 指名停止の理由

○○○○

（東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱別表の○の（○）の○に該当）

- ※1 上記指名停止の理由が、同要綱別表の4の(1)又は(2)に該当する場合で、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、指名停止の対象となった登録事業者又は登録事業者の一部を他の登録事業者へ移行する場合は、別記様式10により速やかに届け出ること。
- ※2 上記指名停止の理由が、同要綱別表の4の(1)に該当する場合は、別記様式11により速やかに報告すること。
- ※3 この決定に苦情がある場合は、同要綱第7条の規定により、東京都住宅供給公社理事長に対して苦情を申し立てることができる。
- ※4 上記指名停止期間中あるいは指名停止期間終了後に、指名停止の取扱要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、同要綱第9の規定による指名停止の解除等に該当するので、希望する場合は申し出ること。

別記様式 2

文 書 番 号
年 月 日

登録事業者の会社名等

代 表 者 氏 名 様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 当初の指名停止期間

○月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 変更後の指名停止期間

○月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

3 期間変更の理由

※ この決定に苦情がある場合は、東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱第7条の規定により、東京都住宅供給公社理事長に対して苦情を申し立てることができる。

別記様式3

文 書 番 号
年 月 日

登録事業者の会社名等

代 表 者 氏 名 様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、当該指名停止を解除したので通知します。

記

1 指名停止を解除する日

年 月 日

2 解除の理由

別記様式 4

文 書 番 号
年 月 日

登録事業者の会社名等

代 表 者 氏 名 様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

過去の指名停止取扱に関する通知書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、当該指名停止取扱について、解除に相当するものとして取り扱うものとなりましたので、通知します。

記

1 取扱を始める日

年 月 日

2 取扱の理由

別記様式 5

文 書 番 号
年 月 日

登録事業者の会社名等

代 表 者 氏 名 様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 

注 意 書

東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づき、下記のとおり注意
します。

記

・ 注意の理由

○○○○のため

(東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱別表の○の(○)の○に該当)

※ この決定に苦情がある場合は、同要綱第7条の規定により、東京都住宅供給公社理事長に対し
て苦情を申し立てることができる。

別記様式 6

文 書 番 号
年 月 日

登録事業者の会社名等

代 表 者 氏 名 様

東京都住宅供給公社

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

競争入札参加資格取消通知

下記のとおり、東京都住宅供給公社の競争入札参加資格を取り消したので通知します。

記

1 競争入札参加資格の取消期間

2 年 (年 月 日から 年 月 日まで)

2 取消の理由

○○○○

(東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱第○の○に該当)

3 留意事項

- 取消期間中は、東京都住宅供給公社の競争入札参加資格登録申請はできません。
- 取消期間経過後、東京都住宅供給公社の競争入札に参加を希望する場合は、改めて競争入札参加資格登録申請が必要となります。

※1 合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、資格取消の対象となった登録事業者又は登録事業者の一部を他の登録事業者へ移行する場合は、別記様式 10 により速やかに届け出ること。

※2 資格取消の原因となった役員又は使用人が、役員等（使用人は除く。）となっている他の登録事業者がある場合は、別記様式 11 により速やかに報告すること。

※3 この決定に苦情がある場合は、同要綱第 7 条の規定により、東京都住宅供給公社理事長に対して苦情を申し立てることができる。

別記様式 7

苦情申立書

年 月 日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

(申立者の住所・商号・氏名等)

〒

住所

TEL

商号又は名称

代表者氏名

1 申立てに係る措置

2 申立ての趣旨及び理由

3 申立ての年月日

年 月 日

別記様式 8

回 答 書

年 月 日

(申立者の住所・商号・氏名等)

〒

住所

TEL

商号又は名称

代表者氏名

東京都住宅供給公社 理事長 ○ ○ ○ ○ 

1 申立てに係る措置

2 申立ての趣旨及び理由

3 2の主張に対する回答

別記様式 9

指名停止事業者一覧

	発注者	事業者名	所在地	指名停止理由	指名停止期間	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

年 月 日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

本店所在地

会社名（承継元の会社名）

代表取締役氏名

合併 ・ 会社分割 ・ 営業譲渡 ・ 事業譲渡 届

この度、弊社（商号又は名称）は、合併・会社分割・営業譲渡・事業譲渡により、
下記のとおり事業の承継がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 承継先（会社名・組織名等）

2 承継内容

3 承継日 年 月 日

※ 上記、合併・会社分割・営業譲渡・事業譲渡のうち、該当理由に○表示すること。

（添付書類）

1 登記簿の謄本（株式会社又は有限会社）

2 合併等契約書（又は計画書）

※ 必要に応じて、その他確認書類を提出いただく場合があります。

東京都住宅供給公社 理事長 殿

本店所在地
会社名
代表取締役氏名

役員等兼職報告書

この度、下記案件につき発生した不祥事件に関連し、弊社社員が役員等（使用人は除く。）として所属している会社関係を調査しましたので、その結果を下記のとおり、関係書類を添えて報告します。

記

1 案件名

2 調査対象社員（逮捕又は起訴された社員）

役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所

3 上記社員の所属会社

フリガナ 商号又は名称	所 在 地	役職名

※ 該当する所属会社が複数ある場合は、全て記載すること。

（添付書類）

○ 登記簿の謄本（報告会社自身と上記記載会社の謄本及び閉鎖謄本）